をいずれも取り消す。 3 控訴費用は、控訴人らの負担とする。 事 実 及 び 理 由 第1 当事者の求めた裁判

控訴人ら

- 1審26号事件、同28号事件、同30号事件及び同31号事件の原判決を取り消す。 1審27号事件及び同29号事件の原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- (1) (2) (3)

(4) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

被控訴人ら

主文第1項及び第3項と同旨。なお,被控訴人Cは,請求の趣旨を主文第2項記載のとおりに減縮した。 事案の概要

主文第「現及の第3頃と同首。なお、被控訴人では、請求の趣首を主义第2項記載のどおりに減縮した。第2 事案の概要
1 本件は、被控訴人らが、航空機リース事業(本件各事業。組合員の出資金と金融機関からの借入金を用いて航空機を購入し、これを航空会社にリースとして、大型で表別であるとともに、残余を生じた各組合員に分配し、リース期間終了後、航空機を売却してその代金を上記借入金残金の返済に充て充て、成余を生じたもさは組合員に分配する。)を目的とする各組合契約(本件各組合契約)を締結し、同事業による所得を不動を再りに対し、所得税法26条1項)として、その減価償却費等を必要経費に算入した上で所得税の確定申告を行ったと負益益期がされないなどとして、被控訴人目に対し、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分(本件各更正処分等)を布にならに、被控訴人目に対し、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分(本件各更正処分等)を行い、各のに、被控訴人目に対し、更正処分の各本件を認取消処分のを、本件を制定ところ、控訴がよらがこれを争った抗告訴訟である前に、被控訴人目が本件を認取消処分の各取消しを定めたところ、控訴が、日とが、日といるのとは、日のの取消請求を解析して、本件の組合は民法上の組合にあたり、本件各組合契約に心を多った抗告訴訟式が通過を用いられないものとは到底いえないなどとして、本件を組合は民法上の組合にあたり、本件各組合契約に心を第1上の組合契約に心のの実質上のの場所によるの本件を事業によるの本件をも不動産所は日の分されるとして、対応のの実質上のの実質上のの取消請求をいずれも認容として、本体控訴人目のの下のりを除いずれも認容として、その取消請求を棄却し、③同口の平成12年分所得更正処分等、同目の平成9年及び同10年分の上記処分等のうち減額更正処分(所得税)及び変更決定処分(過少申告加算に加分)によって減額可はた。

①) のみである。

(1) のみである。
また、被控訴人には、上記第1の2記載のとおり請求を減縮した。
2 前提事実、本件の争点及びこれに関する当事者の主張は、以下のように原判決を訂正するほかは、原判決「事実及
び理由」の「第2 事案の概要」1ないし3 (ただし、3(8)、(9)を除く。)のとおりであるから、これを引用する。
(1) 原判決6頁21行目の「別表1ないし6」の次に「「ただし、「原判決別表3 課税の経緯(28号事件)」を「別表 課税の経緯(1審28号事件)」に差し替える。〕」を加える。
(2) 原判決6頁26行目の「別表7ないし12」の次に「「ただし、「原判決別表9 28号事件被告主張額計算表(平成10年分ないし同12年分)」を「別表 控訴人甲税務署長(1審28号事件被告)主張額計算表(平成10年分ないし同12年分)」に差し替える。〕」を加える。
(3) 原判決12頁23行目の「ノン・リコース」の次に「(当該事業における財産以外には責任を追及しない旨)」を加える。

加える。 第3 当裁判所の判断 ・ 被控

1 当裁判所も、被控訴人A、同C、同E及び同Fの本件各請求(ただし、同Cの本件請求については当審で減縮後のもの)はいずれも理由があり、同B及び同Dの本件各請求は原判決主文第2項(2)ないし(4)及び第4項(2)、(3)の限度でいずれも理由があるものと判断する。その理由は、次項で控訴理由に対する判断をするほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1ないし7のとおりであるから、これを引用する。

控訴理由に対する判断 2 控訴理由に対する判断
(1) 控訴人らは、課税要件における事実認定のあり方について、上記判断方法(原判決)をとることは、被控訴人らが「民法上の組合契約」の契約類型を選択したことを所与の前提とした上で、その真意を探求しており、被控訴人らが締結した契約がいかなるものであったかという通常の課税要件事実の認定場面において当然行われるべき実体ないし実質による判断を放棄するもので、当事者の締結した契約の認定のあり方を誤ったものであると主張する。しかしなら、法律行為の解釈は、当事者の意思を探求するものではあるが、その意思表示は専ら表示行為を介してなされるのであるから、被控訴人らが締結した契約がいかなるものであったかを判断するに当たり、まず「民法上の契約類型を選択したこと」を前提として表示行為の解釈を行うのは当然というべきである。そして、その結果、仮に、被控訴人らの達成しようとする法的ないしは経済的目的に照らして、上記契約類型の選択が著しく不合理である場合には、真実は民法上の組合契約を締結する意思ではなく、同契約は不成立であると判断される余地があるにすぎない。したがって、上記したところを前提に表示行為の解釈をしたとしても、外形的資料のみに拘泥し、実体ないし実質による判断を放棄するものではない。 ではない。

ではない。また、控訴人らは、契約の締結に当たって、税負担を伴わないあるいは税負担が軽減されることを目的として、実体ないし実質と異なる外観ないし形式をとった場合には、当慮すべきでないという趣旨であれば、これもまた説りであり、税負担の有無を法律行為の解釈をする際に全く考慮すべきでないという趣旨であれば、これもまた説りでありと主張する。しかしながら、いかなる法律効果を発生させるかとの効果意思と、契約締結の動機、意図などの主観のを素とは理論的には別であり(もっとも、後述するとおり、上記主観的要素は、上記効果意思を推認させる一事情であるといえるから、その限度で法律行為の解釈において考慮することはあり得る。)、控訴人らの上記主張は、これらを混同するものである。現代社会における合理的経済人の通常の行動として、仮に、租税負担を伴わないかあるいはそれが軽減されることなどを動機ないしは目的(又は、動機等の一部)として、何らかの契約を締結する場合には、その目的等がより達成可能な私法上の契約類型を選択し、その効果意思を持つことは、ごく自然なことであり、かつ、合理的なことであるといえる。そうすると、当該当事者が作出した契約等の形式について、これと異なる効果意思の存在を推認することは、上記したところと整合せず、そのように推認するとすれば、当事者の意思(私法上選択された契約類型)

その動機等の主観的要素のみに着目して課税することになり、当事者が行った法律行為を法的根拠なく否定 を離れて、 る結果になる。

である。

しかしながら、契約解釈の手法や経済的合理性の有無について控訴人らの主張が採用できないことは、上記(原判決を含む。)のとおりである。そして、本件各事業においては、民法上の組合契約の法形式が通常用いられないものであるとはいえないから、契約の文言解釈を中心として当事者の意思の探求を行うのが相当であるところ、控訴人らの上記主張を検討しても、被控訴人らり後存在をび解任権が排除されていないと解すべきことは前記(原判決)のとおりで記述していまれた。

記主張を検討しても、被控訴人らの検査権及び解任権が排除されていないと解すべきことは前記(原判決)のとおりであり、契約書の形式的な「文理」を過度に重視するものでもない。したがって、控訴人らの上記主張も採用できない。
(4) 控訴人らは、被控訴人らが、本件各組合契約を共同の事業として営む意思がないことなどについてるる主張し、これらは、要するに、被控訴人らが本件各事業の経営に参加する意思がないとの主張と解される。しかしながら、民法上の組合の成立要件である共同の事業を営む合意の具体的内容は、前記(原判決105頁17行目から106頁10行目まで)のとおりであり、上記主張が採用できないことは、前記(原判決)のとおりである「なお、控訴人らは、本件各組合契約が民法上の組合契約であるとしても、控訴人ら主張の上記共同の事業を営む意思がないことをもって、心性留組合契約が民法上の組合契約であるとしても、控訴人ら主張の上記共同の明確な根拠も示さずに効果意思を認めたのは失当であるとも主張するが、明確な規拠を示していることは明らかである(原判決123頁14行目から23行目) 失当であるとも主張するが、明確な根拠を示していることは明らかである(原判決123頁14行目から23行目) 。〕

したがって、控訴人らの上記各主張も採用できない。 その他、控訴人らがるる主張するところは、前記判断(原判決)を左右するものではない。

よって、被控訴人A、同C、同E及び同Fの本件各請求(同Cについては当審で減縮後のもの)はいずれも理由があり、同B及び同Dの本件各請求はいずれも原判決主文第2項(2)ないし(4)及び第4項(2)、(3)の限度で理由があり、これと結論を同じくする原判決は相当であり、本件各控訴は理由がないから、これを棄却し、同Cの請求については、当審における請求の減縮により原判決主文第3項(3)が変更された点を明記することとし、主文のとおり判決する。名古屋高等裁判所民事第1部裁判長裁判官

裁判長裁判官 田中由子

佐藤真弘 裁判官 山崎秀尚 裁判官